4.3.　装置故障時の警報装置の作動確認試験
4.3.1.　試験方法
車両を静止させておき、イグニション（始動）スイッチが「ロック」または「オフ」の位置にある状態で、衝突被害軽減制動制御装置の電源を切断すること、衝突被害軽減制動制御装置の入出力に係る配線のコネクタを外すこと、前方障害物検知装置の電源を切断すること、前方障害物検知装置の入出力に係る配線のコネクタを外すこと等によって制御装置及び前方障害物検知装置それぞれの故障状態を模擬した後に、イグニション（始動）スイッチを「始動」の位置に入れてエンジンを始動させ、3.23.に規定する表示による警報の作動を確認すること。
5.　判定基準
5.1.　停止した前方障害物との衝突時作動試験
4.1.の試験を行ったとき、次の5.1.1.から5.1.2.2.までに掲げる基準を満たすこと。
5.1.1.　操舵回避限界が制動回避限界よりも小さい場合において、衝突予測時間が衝突判断ライン以下となった時点で制動制御は作動すること。
5.1.2.　5.1.1.の場合において、衝突予測時間が衝突判断ライン以下となった時点から当該時点における衝突予測時間が経過するまでの間に、平均減速度は3.3m／s²以上であり、又は最大減速度は4.0m／s²以上であること。
5.1.3.　5.1.1.の規定にかかわらず、衝突可能性判断に基づく制動制御を作動する場合は、衝突予測時間が衝突判断ラインを超え衝突可能性判断ライン以下の間に、制動制御は作動すること。ただし、当該制動制御の作動は、減速度が2.45m／s²以上となった時点又は減速度が0.98m／s²を超える制動が0.8秒以上継続した時点のうちいずれか早い方とする。
5.1.4.　5.1.3.の場合において、衝突予測時間が衝突判断ライン以下となった時点から当該時点における衝突予測時間が経過するまでの間に、平均減速度は3.3m／s²以上であり、又は最大減速度は4.0m／s²以上であること。
5.1.5.　衝突判断に基づく制動制御が作動する0.8秒以上前に報知を開始すること。
5.1.6.　衝突可能性判断に基づく制動制御が作動する0.8秒以上前に衝突警報を開始すること。
5.2.　走行路外側の障害物に対する作動確認試験
4.2.の試験を行ったとき、制動制御が作動しないこと。ただし、最大減速度が0.98m／s²以上2.45m／s²以下であり、かつ、0.8秒未満の制動は作動してもよい。
5.3.　装置故障時の警報装置の作動確認試験
4.3.の試験を行ったとき、3.23.に規定する表示による警報は、イグニション（始動）スイッチを「始動」の位置に入れた時点から15秒以内に開始すること。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二十一条、第二十二条、第三十条、第三十二条、第八十一条、第九十九条、第百八条、第百十条、第百二十条、第百五十九条、第百八十六条、第百八十八条、第百九十八条、第二百三十七条、別添十二並びに別添五十二4・1・7・1・、4・1・9・3・1・1・、4・1・9・3・4・、4・1・9・3・5・、4・2・3・7・1・2・及び4・2・3・9・3・1・1・の改正規定　平成二十四年四月十三日
二　第三十九条、第六十二条、第百十七条、第百二十三条、第百四十条、第百九十五条、第二百一条、第二百十八条、別添五十、別添五十一及び別添五十二1・の改正規定　公布の日

○国土交通省告示第二百三十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を次のように定める。

平成二十四年三月十二日

国土交通大臣　前田　武志

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「製作された」の下に「電力により作動する原動機を有する」を、「型式指定自動車」の下に「及び国土交通大臣が定める自動車」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

第九条に次の四項を加える。

18　平成二十九年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車が前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定を適用するものとする。

19　平成三十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が十三トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車が前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定を適用するものとする。

20　平成三十年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のもの（平成二十八年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車が前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定を適用するものとする。

21　平成二十四年四月一日以降に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が八トンを超え二十トン以下のものについては、当分の間、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車が前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項の規定を適用するものとする。